

盛岡広域振興局長告示第37号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

令和8年5月29日

盛岡広域振興局長 小野寺 宏 和

- 1 工区に含まれる地域の名称 八幡平市細野502番1、502番2、502番3、502番6、503番1、504番1の一部、504番2、504番3、504番4、505番1、505番4、506番1、562番1、562番2、562番4、562番7、562番8、562番11、562番12、562番13、562番14の一部、562番15、562番16、562番17及び562番35
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称 八幡平市安比高原165番地12 一般財団法人安比高原学園設立準備財団